

尾張旭市告示第127号

尾張旭市市税条例（昭和34年条例第4号）第33条の7第1項第11号に規定する市長が別に定める寄附金は、愛知県県税規則（昭和25年愛知県規則第58号）第24条に規定する愛知県知事が指定した寄附金であって、市民税の所得割の納税義務者が同規則第25条第1項の申請があった日の属する年の1月1日以後に支出するものとする。

この告示は、令和3年1月1日から効力を生ずる。

令和2年12月22日

尾張旭市長 森

和美

